

合併市に関する調査

記入月日：平成17年 4月14日

基礎情報

都道府県・市名	新潟県・糸魚川市（いといがわし）
合併期日	平成17年3月19日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟県糸魚川市一の宮一丁目2番5号（旧糸魚川市）
人口（合併直近の国調）	53,021人
面積	746.24 k m ²
議員定数	30人
関係市町村名	糸魚川市、能生町、青海町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
		糸魚川市	31,160	466.62	22
	能生町	10,441	150.49	18	32.14
	青海町	9,782	129.13	16	29.87
合計	-	51,383	746.24	56	-

人口及び高齢化比率は、平成17年3月18日現在の住基台帳による

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度一般会計予算（当初）

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）			指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税			
	糸魚川市	16,336,000	3,406,556	4,350,000	特豪雪・振山	0.443	
	能生町	6,433,000	712,590	2,580,000	過疎・特豪・振山	0.223	
	青海町	5,630,000	1,355,848	1,600,000	過疎・特豪・振山	0.461	
合計	-	28,399,000	5,474,994	8,530,000	-	-	

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年7月25日	解散年月日：平成17年3月18日
内容	三首長、議会選出議員、住民及び関係団体の代表者等22名の委員で構成する協議会を18回開催し、合併の基本項目を決定したほか、新市建設計画の策定や事務事業の調整方針を協議決定した。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：10年間（平成17年度～平成26年度）	
基本計画の主要項目	1.新市の将来像 「翠（みどり）の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」 2.将来像の基本理念 3.まちづくりの目標 4.基本方針（分野別施策） 便利で安心の快適都市づくり 自然が美味しい生活都市づくり 翠（みどり）輝く教育文化都市づくり ふれあいすこやか健康福祉都市づくり 交流いきいき産業都市づくり 自立と協働の躍動都市づくり 5.主要指標	
旧市町村庁舎の利活用	糸魚川市庁舎を本庁舎に、能生町及び青海町の庁舎を支所に活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	議長：月額36.5万円 副議長：月額30.1万円 議員：月額28.2万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	旧市町毎に市民代表20人以内の地域審議会を設置し、新市建設計画の変更や執行状況等市長の諮問に応じて審議・答申するほか、まちづくりや総合計画などについて市長に提言する。（市長選挙後に設置の予定）	
地方税に関する特例	有	
内容	法人市民税：不均一課税（平成21年度まで） 国民健康保険税：不均一課税（平成21年度まで）	
合併特例債発行限度額（億円）	179.4億円	基金20.0億円 合計199.4億円

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）
	1.合併の方式：新設合併 2.合併の期日：平成17年3月19日 3.新市の名称：糸魚川市（いといがわし） 4.新市の事務所の位置：現在の糸魚川市役所とし、2町の役場は支所とする 5.財産及び債務：3市町の所有する財産及び債務は全て新市に引き継ぐ 6.議会の議員の定数及び任期の取扱い：定数30人 最初の選挙に限り糸魚川市16人、能生町7人、青海町7人の選挙区を設ける。 7.農業委員会の委員の定数及び任期：3市町の農業委員会を廃し、新たに1つの農業委員会を設置する。選挙による委員の定数は25人、選任による委員の定数は5人とする。3市町の選挙による委員であった者は平成17年7月19日まで引き続き在任する。 8.特別職の職員の身分：3市町の特別職（三役）及び教育長の身分の取扱いは法令に定める取扱いとし、法令に定める以外の特段の取扱いはしない。行政委員会委員（農業委員会委員を除く）も同じ 9.一般職の職員の身分：3市町の一般職の職員はすべて新市の職員として引き継ぐ。職員数は合併後10年を目標に類似する団体の職員規模になるように努めるものとする。 10.事務組織及び機構：新市の事務組織及び機構は、効率化に努めながら住民サービスが低下しないように十分配慮する。
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	・学校教育関係事業（遠距離通学補助事業）の取扱い